

# SDGs における環境面や生態系に関する取組を支援いたします



| サービス                           | 実施の理由   | 対象業種もしくは対象施設  |
|--------------------------------|---|---|
| 水質分析                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>排水基準が設定されている</li> <li>法で定められている基準より更に厳しい基準を定め、自然環境や周辺住民への配慮の観点から実施</li> </ul>                                    | 製造業（食品、金属、紙、肥料、繊維製品、化学工業製品、石油化学製品、ガラス、医薬品）、洗たく業、と畜業、印刷業、自動車関連、砕石業、鉄鋼業、金属加工業   |
| 作業環境測定                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>一定量以上の化学薬品を取り扱っている</li> <li>法的に義務は無いが労働者の就労環境保全の観点から実施</li> </ul>  | 特定化学物質（第1類物質および第2類物質）の製造、または取り扱う屋内作業場<br>鉛作業を行う屋内作業場<br>有機溶剤（第1種有機溶剤等および第2種有機溶剤）の製造、または取り扱う屋内作業場  |
| ばい煙測定                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染物質の排出基準が設定されている</li> <li>法で定められている基準より更に厳しい基準を定め、自然環境や周辺住民への配慮の観点から実施</li> <li>法的に義務は無いが上記の観点から実施</li> </ul> | 一定規模以上のボイラー、廃棄物焼却炉、ディーゼル機関、ガス機関<br>燃焼に伴い発生するガスに有害物質が含まれる施設  |
| 騒音振動測定                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>著しい騒音が発生する設備が稼働している</li> <li>建設工事のうち著しい騒音を発生する作業</li> <li>労働者の就労環境保全の観点から実施</li> <li>周辺住民への配慮の観点から実施</li> </ul>  | 指定地域内において特定施設（金属加工機械、空気圧縮機および送風機、破碎機、摩砕機、ふるいおよび分級機、織機、建設用資材製造機械、穀物用製粉機、木材加工機械、抄紙機、印刷機械、合成樹脂射出成形機、鋳造型機）を設置する工場・事業場<br>指定地域内において建設工事で行われる作業のうち特定建設作業（くい打作業、びょう打作業、さく岩作業、空気圧縮機を使用する作業、コンクリートプラント、アスファルトプラント、バックホウを使用する作業、トラクターショベルを使用する作業、ブルドーザーを使用する作業） |
| 臭気測定                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>規制地域内で特定悪臭物質または臭気指数の規制基準が設定されている</li> <li>周辺住民への配慮の観点から実施</li> </ul>   | 規制地域内の全ての工場および事業場<br>悪臭等が発生する施設<br>都市・生活型の悪臭が発生する飲食店等のサービス業   |
| 持続可能な漁業<br>海域生態系の評価            | <ul style="list-style-type: none"> <li>適正な資源の管理や育てる漁業を行いたい</li> <li>資源調達をする際にサステナビリティの観点から配慮をしたい</li> </ul>   | 水産業、食品加工業、食品販売業（メーカー）   |
| 緑化事業<br>生物多様性の向上<br>緑地や自然環境の評価 | <ul style="list-style-type: none"> <li>自社工場や社屋敷地等にて生物多様性への配慮の観点から実施</li> <li>周辺住民への配慮の観点から実施</li> </ul>   | 建設により自然環境が消失した施設<br>周辺の自然環境との調和が必要な施設   |